

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月2日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年12月2日(金)午後2時32分
3. 開催場所 富田事務所 2階会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 5番 栗栖 一
7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員
3番 本田 勉 4番 後呂 豊 6番 木戸 孝
9番 南 喜久治
6. 事務局
局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
8. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第17号 農地法第5条の規定による許可について
報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知について
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第20号 認定電気通信事業の空中線系の設置について
議案第40号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について
議案第41号 非農地証明について
議案第42号 農地法第3条の規定による許可について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可について
議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
その他
閉会

7. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から12月の農業委員会を開催させていただきます。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、4番の後呂 豊委員、6番の木戸 孝委員、9番の南 喜久治委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と11番の清水 哲治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

5番委員

はい

11番委員

議長

それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第17号 農地法第5条の規定による許可につきまして、事務局より報告願います。

係長

はい、報告第17号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和4年11月11日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分いたしましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、太陽光発電施設です。11月25日に和歌山市で開催された常設審議委員会で審議され11月25日付けで許可相当の答申があり11月29日付けで許可書を交付しています。以上ご報告いたします。

議長

事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員

意見なし。

議長

ご意見ご質問がないようですので、報告第17号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知にについて、事務局より報告願います。

係長

はい、報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は〇〇他1筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積合計7,992㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をいたしましたことです。以上、ご報告いたします。

議長

事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませ

んか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第18号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,484㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第19号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第20号 認定電気通信事業の空中線系の設置につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第20号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたします。議案書の6ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は242㎡の内2.25㎡です。賃借人は、〇〇の〇〇さんで、賃貸人は、〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。理由は、携帯電話サービスエリア拡大及びその品質改善をするため、アンテナを設置しますとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第20号につきましては、報告とさせていただきます。続きまして議案第40号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について上程いたします。地籍調査室から説明願います。

地籍調査室 ～国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について～

議長 地籍調査室より説明がありました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区でございます。〇〇地区、〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇地区と〇〇地区の現場を確認してきました。田として機能できないような場所を畑を田に変更されたところや、原野や山林になりえるような場所なのに農地のままにされた筆がありました。名義人立会のもと、了承のうえの話だとは思いますが、現況にあっていない場所がありました。特に異議はありませんが、地籍調査での現地確認はこんなものかと思いました。

地籍調査室 立会の際に、これから農地として利用する見込みがあるかどうか、話を聞いたうえで現場の確認を行っています。どこまで利用見込みの話を信用できるのかと言われれば答えにくい部分はありますが、あくまで名義人さんの意向を重視して事業を行っています。

〇〇委員 個人のことなので、特に異議があるわけではないですが、農地として利用できないようなところまで農地として登記することに違和感をもったので、話をしました。

〇〇委員 田と畑の違いの決まった定義があれば教えてください。

地籍調査室 現況をみた状態を言います。

〇〇委員 現況の定義は何を基準にしていますか。田は水稻栽培ができる状態を維持できるかどうかだと思います。用排水路ができているかどうかは基準にはならないのでしょうか。

地籍調査室 用排水路があるかどうかは基準にしています。地目が田で、現況は耕作されていなかったとしても、今後、田として活用する予定があるかどうかは重要視しています。

〇〇委員 きちんと現況に沿った地目になるような基準があれば、先ほどの質問に対してはつきり回答ができるように思います。

地籍調査室 地目認定の本があります。これには写真付きで地目の判別ができるようになっています。これを参考にして地目認定を行っているのが現状です。

議長 〇〇地区につきましては、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第40号につきましては、承認することに決定致します。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～地籍調査室退席～続きまして、議案第41号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第41号 非農地証明ついてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は244㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、申請地は昭和46年頃から駐車場用地として利用しており、現在に至っておりますとのことです。なお、11月22日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請のとおり、現状は駐車場として利用されています。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第41号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第42号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。4件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第42号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他2筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計16,273㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さんで、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、61,794㎡となります。申請理由は、譲受人においては、効率的に利用できる新たな農地を探しており、農業経営の拡大を図るため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、申請地を以前から耕作してきましたが、譲受人と折り合いがついたため本申請に至りましたとのことです。

 続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他2筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計8,738㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さんで、譲渡人は、〇〇の〇〇さんです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、61,794㎡となります。申請理由は、譲受人においては、効率的に利用できる新たな農地を探しており、農業経営の拡大を図るため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、申請地を以前から耕

作してきましたが、譲受人と折り合いがついたため本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計7,992㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、42,614㎡となります。申請理由は、譲受人においては、申請地を以前から耕作してきましたが、譲渡人から申出があったため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、申請地を以前から譲受人に耕作していただいていたのですが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。

続きまして、4番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計15,265㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳と〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと42,614㎡、〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、36,222㎡となります。申請理由は、譲受人においては、効率的に利用できる新たな農地を探しており、農業経営の拡大を図るため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、申請地を以前から耕作してきましたが、労働力不足により手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 4件とも異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第42号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第43号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第43号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は388㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇相続財産管理人 司法書士〇〇さんです。所有権移転を伴います進入路への転用申請です。申請理由は当該地を隣接地である自宅の裏口への進入路として利用したいと考え本申請に至り

ましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現場を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第43号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は7件、13筆で、面積は合計9,177㎡となっております。5番以外につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、1番から3番、7番が使用貸借権の設定で、4番から6番が賃借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,249㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から1年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、2番、3番についても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はともに田、面積は合計786㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から1年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は409㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、

貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から1年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はいずれも田、面積は1,013㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から5年2か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、6番についても貸付先として予定しております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は457㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から5年2か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は413㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から5年2か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他4筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計4,850㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年1月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番と2番は継続で、3番は新規設定だと思います。短い貸借期間ですが、周辺の農地の終期と合わせたのだと思います。異議ございません。

議長 4番から6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 4番から6番について、異議ございません。

議長 7番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前は名義人の方が水稻を作っていましたが、高齢になり、耕作できていませんでした。これから耕作される方は、名義人の親戚にあたる方で、観賞用の花を作ると聞いています。有効的に利用いただけるということで、異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第44号につきまして、計画の決定を承認致します。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～
～農業委員会手帳について～
～令和4年度 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会資料について～
～視察研修について～
～新年会について～

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和5年1月13日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますのですが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時32分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。